

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設整備に係る発注支援業務及び生活環境影響調査業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設整備に係る発注支援業務及び生活環境影響調査業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

平成26年7月4日

津山圏域衛生処理組合告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設整備に係る発注支援業務及び生活環境影響調査業務(次条において、「業務」という。)を委託しようとする候補者について、その選定等を適正かつ公平に実施するために設置する公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、業務の委託に係る応募者の提案について審査を行い、優秀な提案を選定するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 所管部署の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が特に必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、所管部署の職員のうちから管理者が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設整備に係る発注支援業務及び生活環境影響調査業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

4 会議は非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(排斥)

第6条 委員長及び委員は、委員会の議事に係る候補者になろうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)の代表者及び役員であるとき、又は当該法人等と直接の利害関係にあるときは、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があった場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第7条 委員及び委員会に出席した者は、委員会の会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、津山圏域衛生処理組合において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年7月4日から施行する。

この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。